



新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の縮小を余儀なくされ、雇用調整助成金又は緊急雇用安定助成金（以下、雇用助成助成金等）の助成を受けた市内中小事業者に対し、雇用調整助成金等の事業主負担の一部を助成することにより雇用の維持と事業の継続を図る。

雇用安定支援助成金の概要

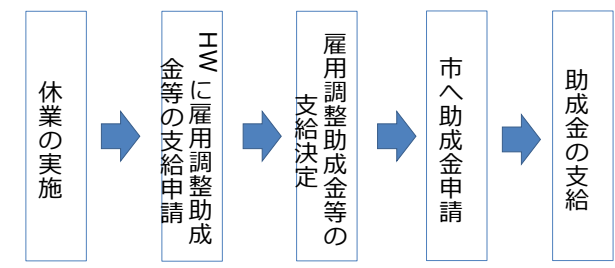
雇用助成助成金等の助成率・上限額が5月から一部引き下げされたことから、市で雇用調整助成金等の引き下げ相当分を助成する。

- 【対象者】市内中小事業者で雇用調整助成金等を受給した事業者
- 【助成額】雇用調整助成金等の1日1人あたりの休業手当額の1/10の額を助成する。上限は1,500円とし、雇用調整助成金と市補助の合計額が15,000円までとする。
- 【対象の休業】令和3年5月～雇用調整助成金のコロナ特例の終了（9月末※）の休業
※現時点での終期。コロナの状況によっては延長の可能性あり。

積算根拠

- ① 1月あたりの最大補助額
 - ア)雇用調整助成金等の受給事業者数(助成率10/10除く)⇒60社
 - ア)のうち、上限13,500円に達している事業者 5社
 - × {1日あたりの休業手当額の助成上限額 (1,500円) ×休業日数 (4日) ×対象従業員 (10人)} = 300,000円…(A)
 - ア)のうち、上限13,500円未満の事業者 55社
 - × {1日あたりの休業手当額の助成上限額 (1,350円) ×休業日数 (4日) ×対象従業員 (10人)} = 2,970,000円…(B)
 - 1月当りの最大補助額 = (A) + (B) = 3,270,000円… (C)
- ②助成対象の休業期間（コロナ特例期間）
5月～9月⇒5月…(B)
- ③総事業費
(C)1月当りの最大補助額3,270,000円× (B)助成対象の休業期間5月
= **16,350,000円**

助成金支給までの流れ



【参考】雇用調整助成金の概要

1. 雇用調整助成金（新型コロナ特例）とは
新型コロナウイルス感染症により、事業活動の縮小を余儀なくされた場合に、従業員の雇用維持を図るために休業手当などの一部を助成するもの。
2. 助成額
1日1人あたりの助成額単価×休業日数×対象人数
3. 中小企業の助成率

	4月までの休業	5月以降の休業 (業況特例※に該当する場合、助成率・上限額は4月までと同じ)
助成率	【解雇あり】 4/5 【解雇なし】 10/10	【解雇あり】 4/5 【解雇なし】 9/10
上限額	15,000円	13,500円

※業況特例
3か月間の生産指標と前年同月または前々年同期の生産指標を比較し、30%以上減少している事業主